

耕作放棄地解消事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）及び豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱に定めるもののほか、耕作放棄地解消事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、耕作放棄地の解消及び農地の有効活用を図るため、耕作放棄地を解消する事業を行う者に対し補助金を交付することで、もって地域農業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「耕作放棄地」とは、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号又は第2号に該当する農地をいう。

(補助対象農地)

第4条 補助の対象となる耕作放棄地（以下、「補助対象農地」という。）は、市内の農地で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農地
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画において、10年以上の賃借権の設定等を目的とし、許可を受けた又は受けることが確実な農地
- (3) 市以外の者からの補助金の交付を受けて耕作を行うことが可能な状態にする取組を行っていない農地

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、補助対象農地の解消に取り組む農業者（個人又は法人に限る。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象農地において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち、目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられた、又は位置づけられることが確実と見込まれた者
- (2) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度までに補助対象農地に作付けを行う者
- (3) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間継続して、当該交付決定を受けた補助対象農地を耕作する意思がある者
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象農地を耕作可能な状態にするために補助対象者が取り組む草刈、徐礫、抜根等とする。

(補助金の金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象事業に要した費用の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1アール当たりの上限金額（1アール未満の農地面積があるときは、これを切り捨てる。）は、1万円とする。

2 補助対象事業を委託によらず自ら実施する場合における人件費相当額及び自己所有等機械供用に係る損料相当額は、当該事業実施年度に国が決定した公共工事設計労務単価（基準額）及び土地改良事業等請負工事機械経費算定基準（昭和58年2月28日付け58構改D第147号農林水産省構造改善局長通知）を用いて算出するものとする。

3 1年当たりの補助金の交付額の上限額は、1農業者当たり100万円とする。

4 補助金は、同一の補助対象農地につき1回を限度として交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に着手する前までに規則第4条に規定する補助金等交付申請書に耕作放棄地解消事業事業計画書（様式第1号）を添えて市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条の規定による決定を受けた後、当該事業計画の内容を変更しようとする場合は、規則第8条に準じて承認を受けなければならない。

(実績の報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に耕作放棄地解消事業実績書（様式第2号）を添えて提出しなければならない。

(補助対象農地の作付け報告書)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに、作付け状況報告書（様式第3号）に補助対象農地に作付けを行ったことが分かる写真等を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象農地の経過状況報告書)

第12条 補助事業者は、第5条第3号の期間が満了していない期間内に、既に補助金の交付決定を受けた補助対象農地の耕作ができなくなったときは、速やかに経過状況報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、規則第14条の規定によるほか、正当な理由がなく、第5条3号の期間に継続して補助金の交付決定を受けた補助対象農地を耕作しなかったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者以外の者が補助対象農地において農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画の、

賃借権の設定等を目的とし、許可を受けた又は受けることが確実で、補助事業者が耕作すべき残りの期間の耕作を引き継ぐ場合はこの限りでない。

(補助金の返還)

第 14 条 規則第 15 条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を求めないことができる。

- (1) 自然災害等の不可抗力により補助対象農地の耕作を継続できなくなったとき。
- (2) 補助事業者の死亡により補助対象農地の耕作を継続できなくなったとき。
- (3) 補助対象農地が、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法律の規定により収用され、又は使用されることとなったとき。
- (4) その他市長が返還を要しないと認めたとき。

補 則

この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

2 改正後の耕作放棄地解消事業実施要領の規定に関わらず農業経営基盤強化促進法 第 19 条第 1 項の規定に基づく地域計画を定め公告するまでの間は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年度法律第 56 号）附則第 10 条の規定に基づき、旧農地中間管理事業の推進に関する法律 第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づく農地利用配分計画によらない賃借の設定等をした、又は設定等を行うことが確実な農地については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和５年９月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日より適用する。

耕作放棄地解消事業計画書

事業実施場所		地目	地積 (㎡)	予定作業	事業費
1					
2					
3					
4					

- 添付書類 ① 補助対象農地の位置図
 ② 補助対象農地の復元前現地写真
 ③ 事業費の根拠となる資料（作業予定表、見積書等）

耕作放棄地解消事業実績書

事業実施場所		地目	地積 (㎡)	実施作業	事業費
1					
2					
3					
4					

- 添付書類 ① 利用権の設定等を確認できる書類の写し
 ② 補助対象農地の復元後現地写真
 ③ 事業費を証明できる資料（領収書・作業記録等）

事業完了年月日 年 月 日

様式第 3 号

年 月 日

作付け状況報告書

豊橋市長 様

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

耕作放棄地解消事業実施要領第 11 条により、次のとおり報告します。

補助対象農地	作付け作物	作付け面積	作付け日

添書類：作付けたことが確認できる補助対象農地の写真

経過状況報告書

豊橋市長 様

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

豊橋市耕作放棄地解消事業補助金を活用して再生した農地について、耕作を継続することができなくなったので、耕作放棄地解消事業実施要領第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 耕作をすることができない理由

- 2 補助対象農地の今後の維持管理方法